

福岡県医第2124号(保)
平成16年 3月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



建設連合国民健康保険組合組合員給付割合の変更について

標記の件につきまして、平成16年4月1日より組合員本人の給付割合を8割から7割に改定し、実施することとした旨建設連合国民健康保険組合より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

※建設連合国民健康保険組合組合員給付割合の変更(保険者番号:233064)

	変更後	変更前
組合員	7割 (自己負担割合3割)	8割 (自己負担割合2割)
家 族	7割(変更なし)	7割

1. 平成16年4月1日実施
2. 結核予防法及び精神福祉法適用医療については従来どおり(組合員・家族とも自己負担なし)変更ありません。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





建連国保発第175号
平成16年 2月 24 日

福岡県 医師会 様

建設連合国民健康保険組合
理事長 菅 野 仁 司

組合員給付割合の変更について

平素は、本組合の運営につきましては格別のご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、表記の件につきましては、本組合は平成16年4月1日から組合員本人の給付割合を8割から7割に改定し、実施することといたしましたのでお知らせいたします。

よって、平成16年4月1日診療分以降の組合員・家族において診療報酬明細書の給付割合は7割でお取り扱いくださいますようお願い申し上げます。

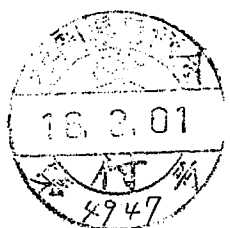
つきましては、ご多用の折、大変恐縮ですが、貴傘下機関窓口におかれます周知方につきましては、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成16年4月1日以降の給付割合

(保険者番号 233064)

	変更後	変更前
組合員	7割 (自己負担割合3割)	8割 (自己負担割合2割)
家族	今までどおり7割です	

※ なお、結核予防法及び精神福祉法適用医療については従来どおり（組合員・家族ともに自己負担なし）変更ありません。



4月1日から 組合員本人の一部負担が 2割から3割に変わります

平成16年3月31日以前	平成16年4月1日以後
組合員 2割	組合員 3割
家族（3歳以上）3割、	家族（3歳未満）2割
前期高齢者（一定以上）2割、	前期高齢者（一般）1割

）変わりません

4月1日以降、医者さんにかかるときは、
必ず新しい保険証（「一部負担金の割合」が「3割」のもの）を提示してください。
（新しい保険証は3月中にお渡しします）

旧保険証

組合員の一部負担金の
割合が「2割」

国民健康保険被保険者証

有効期限 平成 16 年 8 月 31 日

記号番号

組合員 住所 氏名 性別 年齢

保険者番号 233064

保険者の所在地名称及び印 建設連合国民健康保険組合

交付年月日 平成 年 月 日

一部負担金の割合

組合員	2割
その他	3割

新保険証

4月1日から組合員の
一部負担金の
割合が「3割」

国民健康保険被保険者証

有効期限 平成 16 年 8 月 31 日

記号番号

組合員 住所 氏名 性別 年齢

保険者番号 233064

保険者の所在地名称及び印 建設連合国民健康保険組合

交付年月日 平成 年 月 日

一部負担金の割合

組合員	3割
その他	3割

●組合員の「一部負担金の割合」が「2割」の保険証は、4月1日以降は
使用できませんので、必ず組合へお返しください。

建設連合国民健康保険組合